

地球温暖化対策推進大綱

<< 抜 粋 >>

平成 14 年 3 月 19 日

地球温暖化対策推進本部決定

第 2 地球温暖化対策に関する基本方針

1. 地球温暖化対策の目指すべき方向

今後の地球温暖化対策に当たっては、まず、増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早期に減少基調に転換し、その減少基調を京都議定書の 6 %削減約束の達成、更なる長期的・継続的な排出削減へと導くことを目指す。

(1) 京都議定書の 6 %削減約束の達成

我が国として温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年の第 1 約束期間に基準年レベルから 6 %削減する」ことを内容とする京都議定書の 6 %削減約束の達成のために必要と考えられる地球温暖化防止のための取組を積極的に推進していく。対策が遅れば遅れるほど、6 %削減約束の達成のために短期間で大幅な削減を達成しなければならなくなることから、今日の段階で実施可能な地球温暖化対策は直ちに実施し、早期に減少基調に転換した上で、京都議定書の 6 %削減約束の達成を図る。

(2) 温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

京都議定書の 6 %削減約束の達成を図り、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。このためには、個々の対策を計画的に実施していくと同時に、21世紀の我が国の社会経済動向を踏まえ、各分野の政策全体の整合性を図りつつ、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築を目指す。

第3 6%削減約束の達成に向けた方針

京都議定書の6%削減約束については、当面、次の目標により達成していくこととする。

その際、～の目標のうち、第1約束期間において、目標の達成が十分に見込まれる場合については、こうした見込みに甘んじることなく、引き続き着実に対策を推進するとともに、今後一層の排出削減を進めるものとする。

京都議定書第3条3及び4の対象森林全体で、我が国の森林経営による吸収量としてCOP7で合意された1,300万t-C(4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.9%)程度の吸収量の確保を目標とする。

第4 6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進

7. 温室効果ガス吸収源対策の推進

(1) 森林・林業対策の推進

森林・林業基本法に基づき2001年10月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標どおりに計画が達成された場合、京都議定書第3条3及び4の対象森林全体で、森林経営による獲得吸収量の上限値(対基準年総排出量比3.9%、4,767万t-CO₂)程度の吸収量を確保することが可能と推計される。

上記は森林・林業基本計画に基づく試算であり、今後、算定方法等について精査、検討が必要である。また、現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合は、確保できる吸収量は対基準年排出量比3.9%を大幅に下回るおそれがある。

吸収量の確保は、政府はもとより、森林所有者、林業及び木材産業の事業者、更には地方公共団体や森林及び林業に関する団体を含め、関係者全体による多大な努力が必要である国民的課題であり、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を着実かつ総合的に実施すること

が不可欠である。

わが国に必要な吸収量を確保するため、以下に示す施策を強力に推進するとともに、吸収量の報告・検証体制の強化を図る。

健全な森林の整備

- ア 森林の機能区分に応じた、複層林化、広葉樹の導入等を含む多様な森林整備の展開
- イ 緊急に除間伐等の保育の実施が必要な森林において、必要な施業を推進
- ウ 伐採後の更新（再造林）、下刈等の推進
- エ 無立木地、荒廃地、自然災害を受けた森林、耕作放棄地等において、植林、保育等を推進

保安林等の適切な管理・保全等の推進

- ア 保安林制度等における転用規制や伐採規制による森林の永続性の確保と保安林の計画的指定等による森林の保全の推進
- イ 機能が低下した保安林については、治山事業等による保全対策を適切に実施
- ウ 病虫害等被害の防止
- エ 優れた自然の風景地を構成する森林や自然環境を保全することが特に必要な森林等については、自然公園法や自然環境保全法に基づく制度等を活用

国民参加の森林づくり等の推進

- ア 広範な国民の直接参加による森林の整備・保全活動の推進
- イ 森林環境教育の推進

木材及び木質バイオマス利用の推進

- ア 化石燃料の使用量を抑制し、二酸化炭素の排出抑制にも資するため、再生産可能な木材の有効利用に関する国民への普及啓発、木造住宅・公共施設への木材利用の推進、木材・木質材料の利用・加工技術等の向上等による木材の積極的な活用
- イ 林地残材、製材工場残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用

表 10 森林・林業対策の推進

現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行 ○、新規)
・森林の有する多面的機能の発揮に関する現状(2000年) ＜森林面積＞ 育成単層林 1,030 万 ha 育成複層林 90 万 ha 天然生林 1,390 万 ha 合計 2,510 万 ha ＜総蓄積＞ 3,930 百万 m3 ・林産物の供給及び利用の現状 ＜木材供給・利用量＞ 20 百万 m3	地球温暖化防止を含む森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標を示すとともに、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(森林・林業基本計画)を策定 ・森林の有する多面的機能の発揮に関する目標(2010年) ＜森林面積＞ 育成単層林 1,020 万 ha 育成複層林 140 万 ha 天然生林 1,350 万 ha 合計 2,510 万 ha (総蓄積) 4,410 百万 m3 ・林産物の供給及び利用に関する目標 ＜木材供給・利用量＞ 25 百万 m3	○森林・林業基本法及び森林・林業基本計画に基づく施策の展開 2003 年から第1約束期間の終了年である2012年までの10年間に於いて、基本計画に基づく森林整備等を計画的に強力に推進。更に吸収量の報告・検証体制の強化(地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を展開)
○健全な森林の整備 吸収量確保のため、植林、必要な保育、間伐の的確な実施(98～00年3カ年の実績) ・植栽 4 万 ha/年 ・下刈 30 万 ha/年 ・間伐 31.5 万 ha/年 ・複層林への誘導伐 - ・天然林改良 2.5 万 ha/年 ・路網整備 2.5 千 km/年	○健全な森林の整備 森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備の実施	重視すべき機能区分(水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林)に応じた森林整備の推進 ○緊急間伐5カ年対策の実施 ○長期育成循環施業の実施 公的な森林整備の拡充 ○間伐対策の推進 複層林への誘導伐の促進 「緑の再生」特別対策等の実施

	○ 保安林等の適切な管理・保全等の推進	○ 保安林指定の計画的な推進 ○ 治山対策の推進 ○ 病虫害等被害の防止 機能低下保安林緊急整備対策の推進 山村等の防災情報を整備し、防災体制を強化
○ 国民参加の森林づくり等の推進	○ 国民参加の森林づくり等の推進	○ 国民参加による森林の整備・保全活動の推進 - 地域住民、NPO等の多様な主体の参加と連携の強化 ○ 森林環境教育の推進
○ 木材資源の有効利用の推進 ・ 林産物の供給及び利用の現状 < 木材供給・利用量 > 20 百万 m3	○ 木材及び木質バイオマス利用の推進 ・ 林産物の供給及び利用に関する目標 < 木材供給・利用量 > 25 百万 m3 ・ 未利用木材資源の利用推進	○ 林産物の新規需要の開拓 ○ 建築及び工作物における木材使用の促進 ○ 木材利用を促進するための総合的な対策の推進 - 学校の内装や学校関連施設など地域材を利用したモデル的な施設の整備 ○ 木質バイオマスエネルギー利用対策の促進 - 木質バイオマスエネルギー利用施設のモデル的な整備
現状程度の水準（1998 ～ 2000 年実績の平均）で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合の人為活動の行われた森林の吸収量：約 3,550 万 t-CO2	森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮の目標と林産物の供給及び利用の目標どおりに計画が達成された場合の人為活動が行われた森林の吸収量：計約 4,770 万 t-CO2	